

売却区分	1 1	見積価額	1, 941, 000円
番号		公売保証金	200, 000円

財産の表示

(土地)

1 所在地 在 笛吹市石和町井戸字蔵井
地番 6 5 6 番 5 3
地目 宅地
地積 1 8 6 . 6 8 m²
地持 5 分 の 4

2 所在地 在 笛吹市石和町井戸字蔵井
地番 6 5 6 番 5 3
地目 宅地
地積 1 8 6 . 6 8 m²
地持 5 分 の 1

(建物)

3 所 在 笛吹市石和町井戸字蔵井 6 5 6 番地 5 3
家屋番 号 6 5 6 番 5 3
種類 居宅
構造 木造スレート葺2階建
床面積 1階 6 3 . 7 6 m²
2階 4 1 . 4 0 m²
持 分 5 分 の 4

4 所 在 笛吹市石和町井戸字蔵井 6 5 6 番地 5 3
家屋番 号 6 5 6 番 5 3
種類 居宅
構造 木造スレート葺2階建
床面積 1階 6 3 . 7 6 m²
2階 4 1 . 4 0 m²
持 分 5 分 の 1

以上登記簿による表示

財産の状況

- 1 対象物件の建築年月日は登記簿によると、平成5年5月30日である。
- 2 対象物件は、北側で幅員約4.5mの市道(1365号線)とほぼ等高に接面しており、入口の間口は約8.5m、略長方形の概ね平坦な土地である。
- 3 境界については、隣接土地所有者と協議すること。
- 4 令和7年12月10日に対象物件を調査したところ、室内及び室外に動産が確認されたが、動産は公売対象外である。
- 5 対象物件は、動物(イヌ科、ネコ科)の繁殖場として使用していたことを物件調査の際に所有者に確認した。

- 6 現地調査の際に、対象物件上に建物登記のない倉庫2棟があり、その内外に動産が確認された。動産等は公売対象外である。
- 7 対象物件の使用・占有状況について、現所有者2名に文書で照会したところ、使用・占有はないと令和7年12月9日及び10日にそれぞれ文書で回答があった。
- 8 対象物件内の動産について、現所有者2名に照会したところ、1名については、売却決定により「公売対象財産の所有権が買受人に移転したときは、動産類の所有権を放棄して、買受人が適宜処分することに同意する」と令和7年12月9日に文書で回答があった。もう1名については、売却決定により「公売対象財産の所有権が買受人に移転したときは、必要な動産類のみ引き取り、その他の動産類は所有権を放棄して、買受人が適宜処分することに同意する」と令和7年12月10日に文書で回答があった。
- 9 建物の鍵については、山梨県では受け取っていない。
- 10 主要な公法上の規制等は、次のとおりである。
 - ・都市計画区域 非線引区域
 - ・隣地斜線制限 高さ20m 勾配1.25
 - ・道路斜線制限 距離20m 勾配1.5
 - ・建ぺい率 70%
 - ・容積率 200%
 - ・宅地造成及び特定盛土等規制法の宅地造成等工事規制区域に該当。
宅地造成、土石の堆積等について、許可または届出が必要となることがある。
 - ・供給処理施設
上水道 公営
下水道 浄化槽
- 11 対象物件は、埋蔵文化財保護法の埋蔵文化財包蔵地に該当していない。
- 12 消費税及び地方消費税については、混在財産である。（インボイスは交付しない）
- 13 公共交通機関等について
[最寄IC] 中央自動車道「南甲府」ICから北東方約3.3km
[最寄駅] JR身延線「南甲府」駅から南東方約2.6km
- 14 公売対象物件1～4は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行う。

<その他>

- ・当該物件については、関係公簿等を閲覧するほか、現地調査などを十分行ったうえで、公売に参加してください。
- ・国税徴収法及び同法施行規則により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述をしなければ入札することはできません。詳細は山梨県ホームページ、もしくは山梨県総合県税事務所滞納整理第一課にて確認してください。
- ・山梨県暴力団排除条例により、公売財産を暴力団事務所の用に供することはできません。
- ・山梨県は引渡しの義務を負いません。
- ・山梨県は公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。
- ・公売財産内の動産の撤去、占有者等に対しての明け渡し請求、前所有者からの鍵の引渡

などはすべて買受人が行うこととなります。

- ・権利移転及び危険負担の移転の時期は、買受人が買受代金の全額を納付した時です。
- ・所有権移転登記は、買受代金の納付後、買受人の請求により山梨県が行います。登録免許税など、所有権移転登記に係る費用は買受人の負担となります。